

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月18日(木曜日) 午前10時 3分 開議  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室 午前11時21分 散会

---

## 付託事件

議案第4号, 議案第5号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第32号(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款, 第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く), 議案第38号, 議案第46号, 議案第47号(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款, 第8款, 第9款及び第10款を除く), 議案第52号

---

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市市税条例
- ② 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款, 第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く)
- ⑥ 議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑦ 議案第46号 包括外部監査契約の締結について
- ⑧ 議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第11号)(ただし, 第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款, 第8款, 第9款及び第10款を除く)
- ⑨ 議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)

## 2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君

委員	福島辰三君		
3	欠席委員 (なし)		
4	委員外議員出席者 (なし)		
5	説明のため出席した者の職、氏名		
副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	川上悟君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	須藤文彦君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	沼田誠君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼人事課長	天野純一君
総務法制課長	上垣外泰之君	行政経営課長	熊田泰瑞君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	高安正紀君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	小川喜実君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	鈴木和男君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君	市民生活課長	小川邦明君
防災・危機管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館整備課長	篠原芳之君
男女平等参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	林栄一君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	渡邊徳子君
廃棄物対策課長	亀井俊道君	新ごみ処理施設整備課長	宮田正一君
清掃事務所長	清水健司君		

会計管理者兼  
会計課長 小田木 義弘 君

選挙管理委員会  
事務局長 外岡 淳一 君

監査委員  
事務局長 綿引 信明 君

監査委員  
事務局次長 和田 隆 君

議会事務局長 小嶋 正徳 君

議会事務局  
次長兼  
総務課長 関谷 勇 君

議事課長 永井 誠一 君

6 事務局職員出席者

議事課副参事  
兼課長補佐 大嶋 実 君

書記 武田 侑未子 君

午前10時 3分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○小泉委員長 これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第4号ほか8件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日はまず、執行部に提出議案の説明を求め、明日、質疑を行いまして、22日月曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。また、提出議案の説明につきましては、演台を使用していきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

初めに、議案第4号 水戸市市税条例について、執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 議案書①、17ページから97ページ、市議会議案第4号 水戸市市税条例につきまして、財務部市民税課、資産税課及び収税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由ですが、現行の市税条例について、地方税法等で規定しているものは、極力条例での規定を省略しており、法及び条例をあわせて確認しなければ、課税内容が分からない複雑な形式となっております。

地方税に関する国の通知においては、条例の制定に当たっては、法律等が条例の定めによることとしている事項及び地方公共団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律等で明確に規定され、各地方公共団体に選択判断の余地がないものについても、必要なものにあつては法律等との重複をいとわず、総合的に規定することが適当であるとされております。

そのため、現行の水戸市市税条例の構成を見直し、納税者にとってより理解しやすい総合的な規定とし、税務行政のより一層の円滑な運営を図るため、条例を全部改正し、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容ですが、(1)条文構成については、改正前が、本則91条、附則66項となっておりますが、改正後は、本則178条、附則47条(全139項)となります。

なお、これまで附則については、項で規定をしておりましたが、地方税法の改正に伴う項ずれが毎年生じており、例えばわがまち特例などの規定といったある程度一くくりの内容を条に集約することで、附則の追加等による条文の移動を最小限にしたいと考えております。

(2)規定内容ですが、現行条例の規定内容は、原則変えずに新条例に規定するとともに、地方税法に規定されている課税標準、税率その他賦課徴収に関する内容を新条例にも規定するものです。

また、現行の規定内容のうち、一部文言の修正や内容の明確化などを図っております。

なお、今回の改正においては、税制改正等に伴う改正はございません。

具体的に、地方税法に規定されている内容を新条例に規定した主なものについて、御説明いたします。

まず、課税標準につきましては、第27条第1項の法人税割の課税標準をはじめ、第82条の固定資産税の課税標準などを、税率につきましては、第63条において分離課税に係る所得割の税率を、附則第30条から第40条にかけては、上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得などに係る税率を、その他賦課徴収については第16条に延滞金を、第61条に法人の市民税に係る納期限延長の場合の延滞金など、地方税法に規定されている内容を市条例に規定いたしました。

また、一部現行規定の明確化といたしまして、第60条の市民税の減免については、申請書の記載事項を規則に委任していたものを新条例に規定いたしました。

今回の改正により、本則の条数及び附則の全項数は約2倍に、これまで章で規定していたものをさらに各税目ごとに節を設け、より理解しやすい総合的な規定に整備したものでございます。

3、施行期日については、令和3年4月1日から公布するものです。

資料2ページ目には、参照条文として地方税法第3条を、参考として国からの、地方税法の施行に関する通知の抜粋を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

**○小泉委員長** 次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

**○熊田行政経営課長** それでは、議案書①の99ページをお願いいたします。

市議会議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、総務部行政経営課提出の参考資料1により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを行ってございます。令和3年度におきましては、4事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず、表の見方でございますが、左端の列に、区分として条例で規定されたそれぞれの区分を記載してございます。その右の列は、職員定数として現行と改正後の数字を並べて記載してございます。右端の列は、増減の人数を記載してございます。

今回改正となる箇所でございますが、区分2行目の市長の事務部局の職員におきまして1,179人から1,171人となり、8人の減、区分5行目の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関

の職員におきまして347人から335人となり、12人の減、区分7行目の消防職員におきまして342人から341人となり、1人の減、区分8行目の上下水道局の職員におきまして171人から180人となり、9人の増、全体で2,077人から2,065人となり、12人の減となっております。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表を添付してございます。3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について、増減理由とともにまとめており、7ページには平成29年度から令和3年度までの定数増減の推移をまとめておりますので、後ほど御参照願います。

また、市議会議案第5号参考資料2は、先日の総務環境委員会で御請求のありました令和元年度から令和3年度までの職員定数の推移をお示しした資料となっております。

資料の4ページに総合計を記載してございます。全体の職員定数の推移といたしましては、令和元年度2,090人、令和2年度2,077人、令和3年度2,065人となっております。詳細は後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、議案書①、101ページをお願いいたします。

水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、地方公務員法に基づく人事評価結果の給与への反映実施に伴いまして、勤勉手当の支給に係る規定の整備で行うものがございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)といたしまして、第21条におきまして、勤勉手当について、これまで基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて支給する旨を規定していたものを、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給するように改正するものでございます。

(2)といたしまして、附則第31項におきまして、勤勉手当の額の特例として、一律の割合を適用することとした規定の適用期間を、令和4年3月31日までと改正するものでございます。

資料の裏面の参考資料を御覧ください。

人事評価結果の勤勉手当への活用の概要について、説明を申し上げます。

まず、1の勤勉手当への反映のイメージでございますが、現在の運用は人事評価の結果にかかわらず、一律同じ成績区分、同じ成績率で支給しているところでございます。今回の制度改正に伴いまして、令和4年度以降に支給いたします勤勉手当に関しまして、前年度の人事評価の結果に基づいて成績区分を決定し、その成績区分に応じた成績率を支給してまいりたいと考えております。

2の勤勉手当の反映時期につきましては、令和3年度より実施いたします人事評価の結果から、順次翌年

度に支給する勤勉手当に反映する形で実施してまいりたいと考えております。

1 ページにお戻りいただきまして、3 の施行期日につきましては、2 の(1)は令和4年4月1日とし、2 の(2)や軽微な文言の整備等につきましては、公布の日としてございます。

3 ページから5 ページに新旧対照表を、7 ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①、103 ページをお開きください。

市議会議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、財政課提出資料により御説明いたします。

初めに、1 の改正理由でございます。3 点ございますが、いずれも法令の改正に伴う規定の整備でございます。具体的には、(1)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法でございます。また、住民基本台帳法、この2 つの法の改正でございます。

(2)は、食品衛生法等、(3)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等でございます。

2 の主な改正内容につきましては、(1)では、マイナンバーの通知カードが廃止されております。これに伴う規定の整備と、住民基本台帳法に基づく事務に係る各種手数料について、根拠条項等の整備を行うものでございます。

(2)は、食品衛生法施行令第35条各号に基づく営業に係る許可について、営業許可業種の名称変更などがございます。これに伴う規定の整備を行うものでございます。

(3)は、建築物のエネルギー消費性能適合性判定申請手数料等について、対象床面積が引き下げられたことに伴い、新たな区分を設けるとともにその金額を定めるものでございます。

3 の施行期日につきましては、(1)は、原則として公布の日としておりますが、法改正が施行されていないものについては、法の施行日としております。(2)は令和3年6月1日、(3)は令和3年4月1日でございます。

資料の2 ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しております。後ほど御参照お願いいたします。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、順次、執行部から説明を願います。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①、207 ページをお開きください。

市議会議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,185億1,000万円と定めるものでございます。

第2条で継続費、第3条で債務負担行為、第4条では地方債、そして第5条では一時借入金の最高額を150億円と定めるものでございます。さらに、第6条では、項間で流用できる場合を給料などと定めるものであります。

208ページをお願いします。

この208ページから212ページにかけての第1表歳入歳出予算に、各款項の予算額を記載しております。

内容につきましては、この後、各担当から、議案書②、令和3年度予算に関する説明書により御説明いたします。

**○関谷議会議務局次長兼総務課長** 議案書②、72ページ、73ページをお開き願います。

1款1項1目議会費につきましては、前年度に比べて2.6%の減となっております。主なものは、議員及び議会議務局職員の給与関係経費、議会活動費、事務局経費でございます。

**○上垣外総務法制課長** 続きまして、下段からの2款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費について御説明します。

前年度に比べ6,655万2,000円、2.9%の増となっております。増額の要因は、退職手当をはじめとする職員給与費の増でございます。主な内容につきましては、人件費のほか文書法制、人事管理、契約事務等に要する経費でございます。

**○梅澤財務部参事兼財政課長** 76ページをお願いいたします。

2目財政管理費につきましては、前年度比5.7%の増でございます。主な内容としましては、議案書や予算書の印刷製本費及び3つの基金でございます。

**○小田木会計管理者兼会計課長** 続きまして、3目会計管理費につきましては、前年度比2.1%の減でございます。主なものにつきましては、公金収納情報データ化委託、決算書の作成経費などでございます。

**○谷津財産活用課長** 続きまして、78ページをお願いいたします。

4目財産管理費でございますが、前年度比1.7%の増でございます。主な内容でございますが、庁舎管理費及び土地管理費、27節の繰出金でございます。

**○宮川政策企画課長** 5目企画費について御説明いたします。

前年度より513万4,000円の増額、率にいたしまして48.8%の増となっております。主な内容としましては、企画調整事務費につきましては、市民1万人アンケートの実施、国・県予算の要望等に関する経費でございます。総合戦略経費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に要する経費でございます。広域行政事務費につきましては、県央地域首長懇話会の開催等に係る経費でございます。

**○須藤交通政策課長** 続きまして、80、81ページをお開きください。

6目交通政策費の予算額は、前年度に対し9.7%の増額でございます。内容といたしましては、交通政策経費として、自転車通行空間の整備、タクシーを活用した公共交通空白地区等における移動手段の確保などに係る経費を計上するものでございます。



○北條情報政策課長 続きまして、7目情報システム管理費につきましては2.7%の減となっております。主な内容でございますが、各種システムの維持管理、情報セキュリティー対策、個人番号制度などに要する経費でございます。

○沼田みとの魅力発信課長 続きまして、82ページ、83ページを御覧ください。

8目みとの魅力発信費でございます。前年度と比べまして4.4%の減となっております。主な内容でございますが、広報紙配布のほか移住の促進に係る特設ホームページの制作、公開となっております。よろしくお願いたします。

○高安市民課長 続きまして、9目出張所費につきましては、前年度と比べ4.2%の増となっております。主な内容としたしましては、赤塚・常澄・内原出張所の運営経費でございます。

○小川市民生活課長 続きまして、84、85ページをお開き願います。

10目市民活動費につきましては、前年度比4.1%の増となっております。主な内容としたしまして、町内会、自治会などの地域コミュニティ活動の支援に要する経費や住みよいまちづくり推進協議会への補助に要する経費、NPOやボランティア団体等との連携、協働の推進に要する経費でございます。

続きまして、11目市民センター費につきましては、前年度比17.5%の減となっております。主な内容としたしまして、市民センターの職員等に関する経費、施設の運営や整備、千波市民センター移転改築事業に要する経費でございます。

続きまして、86、87ページをお開き願います。

12目消費生活対策費につきましては、前年度比12.2%の増となっております。主な内容としたしまして、消費生活の啓発に係る経費、消費生活センター業務の委託に要する経費でございます。

○小林防災・危機管理課長 引き続き86ページ、87ページの最下段から次ページにかけて御覧いただきますようお願いいたします。

13目防災対策費につきましては、前年度比22.2%の減となっております。主な内容としたしましては、備蓄品の配備、各地区の自主防災組織への支援に係る経費、さらには防災訓練や携帯用無線機の更新等に係る経費でございます。

○村沢生活安全課長 続きまして、88、89ページをご覧願います。

14目交通安全対策費につきましては、前年度比4.9%の増となっております。主な内容としたしましては、交通安全対策に要する経費、市内6か所の自転車駐車場の指定管理及び放置自転車の撤去に要する経費などでございます。

続きまして、90、91ページを御覧願います。

15目生活安全費につきましては、前年度比3.4%の減となっております。主な内容としたしましては、空家等対策に要する経費、自治会等が管理する防犯灯に関する補助金、水戸地区防犯協会への負担金などでございます。

○三宅文化交流課長 続きまして、その下、16目平和文化費につきましては、前年度比2.9%の減となっております。主な内容としたしましては、平和都市経費につきましては、平和大使の派遣、平和記念館の維持管理などの平和事業に要する経費でございます。

文化振興経費につきましては、水戸市芸術祭の開催やオセロ発祥の地としてのまちの魅力の発信などに要する経費でございます。

続きまして、92ページ、93ページをお願いいたします。17目芸術館費につきましては、水戸芸術館の開館30周年記念事業の終了などにより前年度比7.6%の減となっております。主な内容といたしましては、水戸市芸術振興財団の運営や施設の維持管理等に要する経費でございます。

その下、18目国際交流費につきましては、前年度比8.1%の減となっております。主な内容といたしましては、国際交流経費につきましては、水戸市国際交流協会の運営や施設の維持管理のほか、重慶市友好交流都市締結20周年事業の実施に要する経費でございます。また、国際交流事業基金費につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

**○篠原新市民会館整備課長** 続きまして、94、95ページを御覧ください。

19目市民会館費につきましては、予算額55億2,130万円、前年度に比べて1,830万円の増でございます。主な内容といたしましては、新市民会館の保留床取得に係る経費、備品整備検討に係る経費、附帯事務費でございます。

**○石塚男女平等参画課長** 続きまして、20目男女平等参画センター費につきましては、前年度比0.3%の減となっております。主な内容につきましては、職員給与費、男女平等参画推進事業に要する経費でございます。

**○林環境保全課長** 続きまして、96、97ページをお開き願います。

中段の21目環境対策費につきましては、前年度比26.8%の減でございます。主な内容といたしましては、公害対策経費につきましては、悪臭や水質等の調査、大気汚染防止法等に基づく事業等に要する経費、環境保全経費につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助など、環境保全に要する経費でございます。

**○安里市民税課長** 続きまして、下段、22目水戸黄門ふるさと寄附金費につきましては、前年度と比べ1.7%、509万5,000円減としております。主な内容といたしましては、水戸黄門ふるさと寄附金の募集及び水戸黄門ふるさと基金の積立てに要する経費でございます。

**○上垣外総務法制課長** 98、99ページを御覧ください。

23目公平委員会費でございます。前年度に比べ3,000円、1%の減となっております。内容は、公平委員会の委員の報酬などでございます。

続きまして、24目諸費でございます。前年度に比べ1万1,000円、1.6%の減となっております。内容は、自衛官の募集、国民保護協議会の運営、仮ナンバーの発行などに要する経費でございます。

**○安里市民税課長** 続きまして、2款総務費、2項徴税費につきましては、税務事務所全体の予算でございます。

1目税務総務費につきましては、前年度と比べ0.8%、694万3,000円の減としております。主な内容といたしましては、税務職員の給与等並びに会計年度任用職員の報酬等の人件費、固定資産税評価システム業務及び地番・家屋現況図更新業務の委託料などでございます。

続きまして、100、101ページをお開き願います。

2目賦課徴収費につきましては、税等返還金が減になると見込み、前年度と比べ6.7%、2,335万7,000円の減としております。主な内容といたしましては、納税通知書などの印刷費や郵送料、過年度の税等返還金、システム管理業務委託料などでございます。

○高安市民課長 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比べ0.4%の増となっております。主な内容といたしましては、市民課職員の給与、各種証明書の発行及び旅券事務等に係る経費でございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、102、103ページの下段を御覧願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、前年度比2.3%の減でございます。主な内容といたしましては、職員の給与と委員の報酬等でございます。

ページを返していただきまして、104、105ページの2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額でございます。若年層を対象とした常時啓発に要する経費でございます。3目諸選挙費につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに茨城県知事選挙の執行に要する経費でございます。

○北條情報政策課長 次に、106、107ページでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、統計調査事務に要する職員給与費等でございます。こちらは国勢調査の終了により49.2%の減でございます。

続きまして、2目諸統計調査費、こちらにつきましては、各種統計調査に要する費用でございます。88.3%、こちらも国勢調査の終了により大幅な減となっております。

○和田監査委員事務局次長 続きまして、108、109ページをお開き願います。

6項監査委員費につきましては、前年度比7.8%の減でございます。主な内容は、監査委員及び事務局職員の給与関係経費でございます。

○黒澤衛生事業課長 続きまして、138、139ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項墓園斎場費のうち、1目墓園埋葬費につきましては、前年度比17.2%の増となっております。主な内容といたしましては、浜見台霊園の維持管理や、140ページ、141ページをお願いいたします。土地拡張整備工事、側溝蓋の設置など墓地公園の運営に要する経費でございます。

次に、2目斎場費につきましては、前年度比28.8%の減となっております。主な内容といたしましては、待合室の洋室化工事など斎場の運営に要する経費をはじめ、一部事務組合への負担金などでございます。

○渡邊ごみ減量課長 続きまして、142、143ページを御覧願います。

3項清掃費、1目清掃総務費につきましては、前年度比25%の減となっております。主な内容といたしましては、清掃事務に要する職員給与費をはじめ、ごみ減量推進に要する経費やごみ収集袋作成に要する経費でございます。

○清水清掃事務所長 続きまして、144、145ページを御覧願います。

2目塵芥処理費につきましては、前年度に比べ約25.5%の減でございます。内容につきましては、塵芥処理事務に要する職員給与費、清掃工場の運営経費、ごみ収集経費の委託費用などでございます。

次の146、147ページ、上段では、健康増進等施設整備事業費でございます。

○黒澤衛生事業課長 続きまして、同じページでございます。

3目し尿処理費につきましては、前年度比1.8%の減となっております。主な内容としたしましては、見川クリーンセンターの運営に要する経費、新たなし尿処理施設の整備に向けた検討、合併処理浄化槽の普及促進に要する経費、一部事務組合への負担金等でございます。

○亀井廃棄物対策課長 続きまして、148ページ、149ページの上段を御覧ください。

4目産業廃棄物等対策費につきましては、前年度と比較して65.0%の減でございます。主な内容としたしましては、産業廃棄物処理業の許可等に要する事務費、産業廃棄物情報管理システムの賃借料、不法投棄防止対策に要する事務費でございます。

以上でございます。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 214、215ページを御覧願います。

下段の6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度比18.6%の減となっております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか各種スポーツ行事に要する経費、216、217ページでは、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの振興に要する経費、水戸黄門漫遊マラソンの開催や学校施設の開放に要する経費でございます。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 続きまして、同じく216、217ページを御覧ください。

2目体育施設費につきましては、前年度比約15%の増となっております。主な内容としたしましては、体育施設の管理及び体育事業の指定管理者への委託料、体育施設の備品等の購入費及び各体育施設の整備に関わる工事請負費でございます。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、220ページまでお進みください。

12款公債費でございます。1項公債費、1目元金は16億8,655万6,000円の増としております。その増加の主な要因は、令和2年度に発行する市税への徴収猶予特例債貸付金の償還に伴う一括償還など特例的な償還を計上したため、増額となっております。

2目利子は10.5%の減であり、3目公債諸費は2,000円の増でございます。

次の13款予備費は、前年度と同額の1億円としております。

以上が、総務環境委員会所管の歳出予算になります。

○天野総務部参事兼人事課長 続きまして、222、223ページをお願いいたします。

給与費明細書について、御説明申し上げます。

1の特別職につきましては、市長及び副市長、議員、その他の特別職を含め、合計92人分の給与費の内訳を記載してございます。前年度と比較いたしまして743万1,000円、1.5%の減となるものでございます。

次に、2の一般職のうち会計年度任用職員以外の職員につきましては、職員数1,844人分の給与費等の内訳を記載してございます。前年度と比較いたしまして1億4,428万8,000円、1%の減となっております。

続きまして、224、225ページをお願いいたします。(2)は、給料及び職員手当等の増減額の明細を記載したものであり、(3)は、給料及び職員手当等の状況について、行政職、技能労務職などの職種別の平均給料、給与の月額等を、また次の表は、初任給の額を職種別に記載したものでございます。

226, 227ページのウの級別職員数につきましては、職種別に職務の級の職員数を表した表でございます。

228, 229ページのエの昇給の表は、昇給に係る号級数別の職員数を表したものでございます。

次のオの期末手当・勤勉手当につきましては、支給率等を国の制度と比較した表でございます。

230, 231ページにつきましては、退職手当、地域手当、特殊勤務手当、その他の手当の状況について表したものでございます。

232, 233ページにつきましては、3といたしまして、一般職のうち会計年度任用職員の給与費等の内訳を記載したものでございます。前年度と比較いたしまして417万5,000円の0.15%の減となっております。

以上でございます。

○安里市民税課長 続きまして、令和2年度一般会計予算の歳入について、御説明いたします。

議案書②、令和3年度予算に関する説明書の1ページをお開き願います。

1款市税につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人収入及び法人収益の減収などにより、市民税について、中小事業者の負担軽減措置等により固定資産税及び都市計画税が減収になると見込んでおり、令和2年度予算と比べ4.2%、17億5,090万6,000円の減としております。

4ページ、5ページをお開き願います。

1款1項1目個人市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による個人収入の減収などを見込み、前年度と比べ2.3%、3億8,948万6,000円の減としております。

なお、今年度の予算書においては、2節滞納繰越分の説明において、通常の滞納繰越分のほか新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった方に対して、令和2年度の市民税を徴収猶予をした額をあわせて記載しております。以降の法人市民税、固定資産税及び都市計画税についても同様となっております。

次に、2目法人市民税につきましては、令和元年10月以降の事業開始から法人税割の税率引下げが通年化することによる影響及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収益の減収などを見込み、前年度と比べ18.9%、8億884万2,000円の大幅な減としております。

6ページ、7ページをお開き願います。

2項1目固定資産税につきましては、評価替えの影響及び新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の負担軽減措置などを見込み、前年度と比べ3.6%、5億9,611万4,000円の減としております。

2目国有資産等所在市町村交付金については、評価替えの影響により、前年度と比べ3.8%、746万9,000円の減としております。

3項軽自動車税、1目環境性能割につきましては、令和元年10月から市税として創設したものであり、軽自動車等の取得時に車体の環境性能に応じて課税されるものです。令和2年度については、消費税増税による負担軽減のための税率の軽減措置が9月に終了する見込みで予算を計上していたものが、新型コロナウイルス感染症拡大による負担軽減のため、措置期間が延長になったこと及び令和2年度決算見込みを踏まえ、令和3年度は前年度と比べ34.6%、1,043万9,000円の減としております。

2目種別割は、旧軽自動車税を廃目とし、名称を改めたものです。前年度と比べ7.3%、4,670万2,000円の増としております。

8,9ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税につきましては、令和3年10月に税率の引上げなどが予定されていることから、前年度と比べ4.5%、8,150万3,000円の増としております。

5項1目入湯税につきましては、令和2年度の決算見込みから41.2%、252万円の減としております。

6項1目都市計画税につきましては、固定資産税と同様に評価替えの影響及び新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の負担軽減措置などを見込み、前年度と比べ3.1%、5,197万3,000円の減としております。

10,11ページをお開き願います。

次の2款以降の地方譲与税及び交付金につきましては、国及び県の予算措置の状況などからそれぞれ見込んだところでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税につきましては、前年度と比べ9%、1,700万円の減としております。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と比べ3.4%、1,900万円の減としております。

3項1目森林環境譲与税につきましては、令和元年度から新たに創設したものであり、森林整備等に必要となる財源を確保するため国から交付されるもので、令和3年度は令和2年度と同額としております。

3款1項1目利子割交付金につきましては、前年度と比べ25%、950万円の減としております。

12,13ページをお開き願います。

4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度と比べ4.8%、800万円の減としております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比べ83.5%、7,600万円の増としております。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、法人市民税、法人税割の税率引下げに伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するもので、法人税割税率引下げ通年化の影響を補填するために、交付率が引上げとなることから、前年度と比べ25.4%、1億2,100万円の増としております。

7款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度と比べ0.5%、3,400万円の減としております。

14,15ページをお開き願います。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と同額としております。

9款1項1目環境性能割交付金につきましては、県税として徴収する自動車税環境性能割の一部が市町村に交付されるもので、令和2年度については、消費税増税のための税率の軽減措置が9月に終了する見込みで予算を計上していたものが、新型コロナウイルス感染症の拡大による負担軽減措置として税率の軽減措置期間が延長となったことと、令和2年度決算見込み及び地方財政計画を踏まえ、令和3年度は前年度と比べ52.2%、4,490万円の減としております。

○梅澤財務部参事兼財政課長 続きまして、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、前年度と同額40万円としております。

11款1項地方特例交付金は1,400万円、4.8%の増としております。

ページを返していただきまして、16ページ、2段目の2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度に新設した項でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化している中小事業者に対し、固定資産税及び都市計画税を軽減することから、この軽減額と同額の4億7,100万円の補填を見込んでおります。

12款地方交付税は20億7,900万円、20.1%の減としております。普通交付税は、令和2年度の決定見込額を基に算定したものであり、特別交付税は、新ごみ処理施設整備事業の完了に伴う減額を考慮して見込んでおります。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額でございます。

ページを返していただきまして、18ページでございます。

14款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、2目民生費負担金が大きな割合を占めており、社会福祉施設や児童福祉施設の利用に対するものでございます。

ページを返していただきまして、20ページ上段でございます。

項の合計で1,826万9,000円、0.7%の増としております。

続きまして、15款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、3目衛生使用料が2,329万7,000円、21.2%の増としております。この要因としまして、墓地公園永代使用料について浜見台霊園の増設に係るものを計上したためでございます。

ページを返していただきまして、22ページでございます。

5目商工使用料は駐車場使用料、6目土木使用料は住宅使用料、こちらを利用状況に応じて減少させていただきますので、目でも減少しております。

ページを返していただきまして、24ページでございます。

このため、使用料は項の合計で2,319万8,000円、1.9%の減としております。

続きまして、手数料になります。主なものは、ページを返していただきまして、26ページでございます。2目の衛生手数料でございまして、合計で10億350万7,000円としております。この主なものは、ページを返していただきまして、28ページ、29ページ、清掃手数料でございます。ごみ処理手数料や浄化槽汚泥処分手数料、し尿処理手数料などが主なものでございます。

32ページまでお進みください。

32ページが手数料の合計で、増減額は1,441万2,000円、1.2%の減としております。

ページを返していただきまして、34ページでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。主なものは、1目民生費国庫負担金の174億円でございます。障害者自立支援給付、児童手当、子ども・子育て支援施設型給付、生活保護などに対する国負担でございます。

ページを返していただきまして、36ページの上段は、国庫負担金の合計でございます。7億

2,859万1,000円, 4.1%と, 事業費の増に伴い増額をしております。

次は, 2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金は10億7,471万6,000円と約6億8,000万円, 173.9%の増としております。新市民会館整備事業の補助を大幅に増額して計上しております。

ページを返していただきまして, 38ページでございます。

3目衛生費国庫補助金は, 新ごみ処理施設整備事業が終了したために減少しております, 約3億9,000万円の減額としております。

40ページをお願いいたします。

5目土木費国庫補助金においても, 千波湖導水施設整備や市営住宅の建て替え事業費用が減少したために約8億円の減額としております。

ページを返していただきまして, 42ページでございます。

7目教育費国庫補助金につきましても, 見川小学校校舎改築, 三の丸地区歴史的建造物整備の事業完了に伴い, 約6億200万円の減としております。

したがいまして, 国庫補助金の合計では12億6,171万9,000円, 21.2%の減となっております。

ページを返していただきまして, 44ページの3項委託金でございます。項の合計で371万3,000円, 5.1%の減でございます。

次は, 17款県支出金, 1項県負担金でございます。やはり主なものは, 1目の民生費負担金でございます。53億436万1,000円でございます。国庫負担金と同様に, 障害者自立支援給付などに対する県の負担でございます。

ページを返していただきまして, 46ページでございます。

項の合計では1,087万9,000円, 0.2%の減としております。

続きまして, 2項県補助金です。県補助金のうち2目民生費補助金につきましては, 高齢者福祉施設整備事業費補助金や, 50ページまでお進みください。4目農林水産業費補助金で約1億9,000万円を減じてございまして, 強い農業の施設整備補助など, 対象事業の減により県の補助を減額しております。ページを返していただきまして, このため, 項の合計でも3億9,307万8,000円, 14.4%の減としております。

次は, 3項委託金でございます。

1目総務費委託金のうち, 3節の選挙費委託金が大きく増額をしております。衆議院議員総選挙, また県知事選挙の実施に伴い委託を増とした結果, 54ページになりますが, 項の合計でも7,067万8,000円, 11.8%の増としております。

続きまして, 18款財産収入, 1項財産運用収入でございます。内訳は, 財産の貸付けや各基金の利子収入などでございます。ページを返していただきまして, 項の合計で増減額678万3,000円, 17.3%の減でございます。

次の2項財産売却収入も1,581万2,000円, 6.6%の減としております。



ページを返していただきまして、58ページでございます。

19款寄附金につきましては、水戸黄門ふるさと寄附金を3億円見込んでおります。

次の20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金を前年度比2億円の減の15億円としております。このため、5つの基金からの繰入金を17億7,066万円としております。

ページを返していただきまして、60ページでございます。

20款繰入金のうち2項特別会計繰入金は、駐車場事業会計からの繰入金を新たに見込んでおります。1,200万円でございます。

21款繰越金は、前年度と同額の2億円としております。

続きまして、22款の諸収入でございます。諸収入につきましては、主なものを説明させていただきます。

ページを返していただきまして、62ページでございます。

諸収入のうち3項貸付金元利収入としまして、5目再開発事業資金貸付金元利収入で8億円の償還を見込んでおります。

68ページまでお願いいたします。

68ページは市債でございます。23款1項市債は、普通建設事業の名称に伴い減額するものとして、1目総務債が約6億8,500万円、5目土木債が約11億7,400万円、ページを返していただきまして、7目教育債も2億3,900万円の減となっております。

一方で、8目臨時財政対策債を66億2,800万円、26億8,700万円の増としたため、市債の合計では4億1,710万円、2.4%の増となりました。

歳入の説明は以上でございます。

○熊田行政経営課長 それでは、議案書①の214ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為のうち1行目の包括外部監査に係る債務負担につきましては、令和4年度の包括外部監査の実施に当たり、令和3年度からの準備行為をする必要があることから、令和3年度から令和4年度までの期間で限度額1,200万円を設定するものでございます。

○篠原新市民会館整備課長 続きまして、新市民会館の初度調弁に係る債務負担につきましては、新市民会館の運営に必要な備品を整備する費用として、限度は8億円、期間は令和3年度から令和5年度までとし、設定するものでございます。

○梅澤財務部参事兼財政課長 債務負担行為のうち総務環境委員会以外の所管分について、御説明いたします。

3行目の医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、医学を履修する学生に対する貸付けに関するものであり、1人当たり入学金と6年間の学費の合計で2,260万円でございます。これを2人分の4,520万円を新たに設定するものであります。

4行目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、小児科及び産婦人科の開設補助として、合計9,000万円を設定しております。

5行目から7行目の中心市街地店舗、事務所等開設促進、サテライトオフィス等開設促進、企業立地促進、3つの債務負担につきましては、民間施設の整備に対するものでございますが、施設の規模や事業着手時期

により、補助対象年度の対象事業が令和3年度中に完了しない場合も想定されるため、令和4年度以降の補助金について、それぞれ記載の額の債務負担を設定するものであります。

8行目の田野川河川改修関連道路整備に係る債務負担は、県が改修を進めている田野川に関連する市道整備の市負担でございます。

9行目の市道内原7-0052号線整備に係る債務負担につきましては、道路改良に伴うJRの踏切部分、その拡幅に対する負担でございます。

最後の10行目、都市計画道路3・3・2号線整備に係る債務負担は、JRの線路をまたぐ跨線橋の整備に対する債務負担でございます。

続きまして、215ページの第4表地方債について、御説明いたします。

地方債につきましては、交通政策事業から臨時財政対策までの19件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

なお、債務負担行為及び地方債につきましては、関連する調書を議案書②、予算に関する説明書の240ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算の説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、執行部から説明を願います。

谷津財産活用課長。

○**谷津財産活用課長** 議案書①、235ページをお開き願います。

市議会議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算につきまして、第1条で、総額は歳入歳出それぞれ4億4,090万円と定めるものでございます。

内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書で御説明いたします。

370、371ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、市債の償還のため、一般会計から1億9,889万8,000円を繰り入れるものでございます。

また、4款1項市債、1目公共用地先行取得事業債につきましては、市立競技場用地の取得財源といたしまして2億4,200万円の借入れを行うものでございます。

ページを返していただきまして、372、373ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場用地を取得するための公有財産購入費及び補償費といたしまして2億4,200万円を計上するものでございます。

次の2款1項公債費につきましては、1目元金といたしまして1億9,674万円を、2目利子の204万9,000円につきましては、発行した市債の償還金利子でございます。

なお、次の374、375ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末におけます現在高の見込みに関する調書でございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第46号 包括外部監査契約の締結について、執行部から説明願います。  
熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、追加議案書⑥の3ページをお願いいたします。

市議会議案第46号 包括外部監査契約の締結につきまして、総務部行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島2丁目11番6号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。昨年度に日本公認会計士協会東京会茨城県会からの御推薦をいただいた方で、令和2年度の本市の包括外部監査人をお願いしてございます。経歴は資料でお示ししたとおりでございます。

4の契約の期間でございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

2ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、追加議案書⑥の5ページをお開きください。

市議会議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ34億8,803万2,000円を追加し、総額を1,628億5,539万円とするものであります。

また、第2条では継続費、第3条で地方債、第4条では繰越明許費をそれぞれ追加及び変更の補正を行うものでございます。

次の6ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算の表に各款項の補正額等を記載しております。

それでは、内訳を議案書⑦、令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

16ページの歳出から御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、まず、2目の財政管理費は、電源立地振興基金に県補助を4,000万円積み立てるものでございます。

20目市民会館費は、来年の国庫補助金及び市債を増額するものでございます。

ページを返していただきまして、18ページでございます。

2段目の4款衛生費、2項墓園斎場費、2目斎場費は、新斎場の設計の継続費の変更に伴い、令和2年度の事業費を50万円減額するものでございます。

次の3項清掃費、2目塵芥処理費は、健康増進等施設整備の財源を整備するものでございます。

26ページまでお進みください。

26ページの最下段の12款1項公債費でございます。利率の見直し方式で借入れをしている市債の償還

額の変更に伴い、元金及び利子を補正するものでございます。

以上が、総務環境委員会所管の歳出予算になります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、2ページにお戻りください。

議案書⑦の2ページ、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税、2項固定資産税、6項都市計画税を新型コロナウイルス感染症に伴う市税の徴収猶予を令和2年度に行いました。この見込みとして3億8,000円の減額を行うものでございます。

最下段の12款地方交付税につきましては、臨時財政対策債などの増額に伴い、普通交付税を14億1,920万円減額を行うものであります。

ページを返していただきまして、4ページでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、1目民生費負担金において障害者自立支援給付費及び障害児施設給付費の歳出の事業増額を行っております。そのため財源を増額するものであり、3目教育費国庫負担金は、笠原小学校の校舎の増築、また子ども・子育て支援施設型給付の財源として補正をするものでございます。この合計では、1億9,930万3,000円の増額でございます。

下段の2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において新市民会館整備事業や、ページを返していただきまして、6ページの7目教育費国庫補助金において、小中学校の施設整備を増額しております。合計で7億6,068万3,000円の増となっております。

その下の17款県支出金、1項県負担金につきましては、やはり1目民生費負担金を増額しておりまして、ページを返していただきまして、4目教育費負担金も同様でございます。項の合計で9,505万6,000円を増額するものであります。

中段の2項県補助金につきましては、4目農林水産業費補助金は、農業施設整備に対する補正を行っております。この財源として5億3,000万円、また8目教育費補助金でも、子ども・子育て支援施設型給付の財源として合計5億3,438万8,000円を増額するものです。

下段の19款寄附金につきましては、3目教育費寄附金において、企業版ふるさと寄附金を小中学校の図書及び楽器の購入費の財源として1,000万円を計上するものでございます。

ページを返していただきまして、10ページでございます。

21款繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として3億1,580万2,000円を措置するものであります。

次の23款市債につきましては、1目総務債から、次ページでございます。7目の教育債につきましては、国庫補助事業の追加に伴い増額するものや、対象事業費の決定に伴い整備するものでございます。

8目臨時財政対策債は、決定見込額にあわせて増額を行っております。

次ページをお願いいたします。

3つの市債を新設しております。9目減収補てん債は、法人税割の交付税算定額と決定額の差を補填するものでございます。10目調整債は、法人市民税の税率引下げによる税収を補填するもの、11目徴収猶予特例債は、市税の徴収猶予に係る減収分3億8,000万円の増額を計上しております。これらにより市債

の合計は33億7,200万円の増としております。

歳入の説明は、以上でございます。

それでは、追加議案書⑥の8ページにお戻りください。

まず、第2表継続費補正のうち総務環境委員会所管分について、御説明いたします。

下段の2、変更の1行目でございます。新斎場基本・実施設計事業につきましては、令和2年度から令和3年度へ事業費を50万円のせ替え、事業年度を1年延長し、3か年とするものであります。

2行目の健康増進等施設整備事業につきましては、工事契約に伴い、総額及び令和3年度の年割額をそれぞれ3,000万円減額するものであります。

11ページを御覧ください。

11ページの第3表地方債補正は、1、追加として、減収補填、法人市民税の減税に伴う調整、徴収猶予特例について起債の補正に伴い、限度額を定めるものでございます。

下段の2、変更は、都市計画事業から臨時財政対策の5つの事業について市債を増額しましたので、限度額を補正するものでございます。

ページを返していただきまして、12ページの第4表繰越明許費補正につきましては、まず、追加として、交通政策経費など47の事業について繰越明許費を設定するものでございます。

次ページをお願いいたします。

14ページは、繰越明許費の変更でございまして、子育て支援・多世代交流センター運営経費など6つの事業について繰越明許費の変更を行うものでございます。これら、継続費補正から繰越明許費までにつきましては、関連する調書を議案書⑦、令和2年度補正予算に関する説明書の28ページ以降に記載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。

**○小泉委員長** 次に、議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

谷津財産活用課長。

**○谷津財産活用課長** 追加議案書⑥、23ページをお開き願います。

市議会議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億4,200万円を減額しまして、総額をそれぞれ1億7,050万円と定めるものでございます。

内容につきまして、議案書⑦、補正予算に関する説明書の66ページにより説明いたします。

歳入でございますが、4款1項市債につきまして、事業費が確定したことに伴いまして、取得財源であります公共用地先行取得事業債を2億4,200万円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場用地の取得費を令和3年度にのせ替えることとしたため、購入費及び補償補填費を2億4,200万円減額するものでございます。

68, 69ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時21分 散会